

令和8年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率: 令和8年4月分～適用 令和8年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表
 ・厚生年金保険料率: 令和8年4月分～適用 令和8年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表
 ・介護保険料率: 令和8年4月分～適用 令和8年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表
 ・子ども・子育て支援金率: 令和8年4月分(5月納付分)～適用

等級	標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料・介護保険料		子ども・子育て支援金		厚生年金保険料	
	月額	月額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	円未満	63,000	2,792.7	5,585.4	2,792.7	6,525.0	3,262.5	1,333.4	66.7
2	68,000	63,000	73,000	3,274.2	6,548.4	3,274.2	7,850.0	3,925.0	1,564.0	78.2
3	78,000	73,000	83,000	3,755.7	7,511.4	3,755.7	8,750.0	4,375.0	1,794.0	89.7
4(1)	88,000	83,000	88,000	4,237.2	8,474.4	4,237.2	9,900.0	4,950.0	2,024.0	101.2
4(2)	88,000	83,000	88,000	4,718.7	9,437.4	4,718.7	11,025.0	5,512.5	2,254.0	112.7
5(1)	98,000	93,000	103,000	5,002.6	10,005.2	5,002.6	11,700.0	5,850.0	2,382.0	119.0
5(2)	104,000	101,000	107,000	5,296.3	10,592.6	5,296.3	12,375.0	6,187.5	2,530.0	126.5
6(1)	110,000	107,000	114,000	5,581.7	11,163.4	5,581.7	13,275.0	6,637.5	2,714.0	135.7
6(2)	118,000	114,000	122,000	6,066.9	12,133.8	6,066.9	14,175.0	7,087.5	2,898.0	144.9
7	126,000	122,000	130,000	6,452.1	12,904.2	6,452.1	15,075.0	7,537.5	3,082.0	154.1
8	134,000	130,000	138,000	6,837.3	13,674.6	6,837.3	15,975.0	7,987.5	3,266.0	163.3
9	142,000	138,000	146,000	7,222.5	14,445.0	7,222.5	16,875.0	8,437.5	3,450.0	172.5
10	150,000	146,000	155,000	7,607.7	15,215.4	7,607.7	17,775.0	8,887.5	3,634.0	181.7
11	158,000	155,000	163,000	7,992.9	15,985.8	7,992.9	18,675.0	9,337.5	3,818.0	191.0
12	166,000	163,000	171,000	8,378.1	16,756.2	8,378.1	19,575.0	9,787.5	3,999.0	199.9
13	174,000	171,000	179,000	8,763.3	17,526.6	8,763.3	20,475.0	10,237.5	4,180.0	208.8
14	182,000	179,000	187,000	9,148.5	18,297.0	9,148.5	21,375.0	10,687.5	4,361.0	217.7
15	190,000	187,000	195,000	9,533.7	19,067.4	9,533.7	22,275.0	11,137.5	4,542.0	226.6
16	198,000	195,000	203,000	9,918.9	19,837.8	9,918.9	23,175.0	11,587.5	4,723.0	235.5
17	206,000	203,000	211,000	10,304.1	20,608.2	10,304.1	24,075.0	12,037.5	4,904.0	244.4
18	214,000	211,000	219,000	10,689.3	21,378.6	10,689.3	24,975.0	12,487.5	5,085.0	253.3
19	222,000	219,000	227,000	11,074.5	22,149.0	11,074.5	25,875.0	12,937.5	5,266.0	262.2
20	230,000	227,000	235,000	11,459.7	22,919.4	11,459.7	26,775.0	13,387.5	5,447.0	271.1
21	238,000	235,000	243,000	11,844.9	23,689.8	11,844.9	27,675.0	13,837.5	5,628.0	280.0
22	246,000	243,000	251,000	12,230.1	24,460.2	12,230.1	28,575.0	14,287.5	5,809.0	288.9
23	254,000	251,000	259,000	12,615.3	25,230.6	12,615.3	29,475.0	14,737.5	5,990.0	297.8
24	262,000	259,000	267,000	13,000.5	26,001.0	13,000.5	30,375.0	15,187.5	6,171.0	306.7
25	270,000	267,000	275,000	13,385.7	26,771.4	13,385.7	31,275.0	15,637.5	6,352.0	315.6
26	278,000	275,000	283,000	13,770.9	27,541.8	13,770.9	32,175.0	16,087.5	6,533.0	324.5
27	286,000	283,000	291,000	14,156.1	28,312.2	14,156.1	33,075.0	16,537.5	6,714.0	333.4
28	294,000	291,000	299,000	14,541.3	29,082.6	14,541.3	33,975.0	16,987.5	6,895.0	342.3
29	302,000	299,000	307,000	14,926.5	29,853.0	14,926.5	34,875.0	17,437.5	7,076.0	351.2
30	310,000	307,000	315,000	15,311.7	30,623.4	15,311.7	35,775.0	17,887.5	7,257.0	360.1
31	318,000	315,000	323,000	15,696.9	31,393.8	15,696.9	36,675.0	18,337.5	7,438.0	369.0
32	326,000	323,000	331,000	16,082.1	32,164.2	16,082.1	37,575.0	18,787.5	7,619.0	377.9
33	334,000	331,000	339,000	16,467.3	32,934.6	16,467.3	38,475.0	19,237.5	7,800.0	386.8
34	342,000	339,000	347,000	16,852.5	33,705.0	16,852.5	39,375.0	19,687.5	7,981.0	395.7
35	350,000	347,000	355,000	17,237.7	34,475.4	17,237.7	40,275.0	20,137.5	8,162.0	404.6
36	358,000	355,000	363,000	17,622.9	35,245.8	17,622.9	41,175.0	20,587.5	8,343.0	413.5
37	366,000	363,000	371,000	18,008.1	36,016.2	18,008.1	42,075.0	21,037.5	8,524.0	422.4
38	374,000	371,000	379,000	18,393.3	36,786.6	18,393.3	42,975.0	21,487.5	8,705.0	431.3
39	382,000	379,000	387,000	18,778.5	37,557.0	18,778.5	43,875.0	21,937.5	8,886.0	440.2
40	390,000	387,000	395,000	19,163.7	38,327.4	19,163.7	44,775.0	22,387.5	9,067.0	449.1
41	398,000	395,000	403,000	19,548.9	39,097.8	19,548.9	45,675.0	22,837.5	9,248.0	458.0
42	406,000	403,000	411,000	19,934.1	39,868.2	19,934.1	46,575.0	23,287.5	9,429.0	466.9
43	414,000	411,000	419,000	20,319.3	40,638.6	20,319.3	47,475.0	23,737.5	9,610.0	475.8
44	422,000	419,000	427,000	20,704.5	41,409.0	20,704.5	48,375.0	24,187.5	9,791.0	484.7
45	430,000	427,000	435,000	21,089.7	42,179.4	21,089.7	49,275.0	24,637.5	9,972.0	493.6
46	438,000	435,000	443,000	21,474.9	42,949.8	21,474.9	50,175.0	25,087.5	10,153.0	502.5
47	446,000	443,000	451,000	21,860.1	43,720.2	21,860.1	51,075.0	25,537.5	10,334.0	511.4
48	454,000	451,000	459,000	22,245.3	44,490.6	22,245.3	51,975.0	25,987.5	10,515.0	520.3
49	462,000	459,000	467,000	22,630.5	45,261.0	22,630.5	52,875.0	26,437.5	10,696.0	529.2
50	470,000	467,000	475,000	23,015.7	46,031.4	23,015.7	53,775.0	26,887.5	10,877.0	538.1

◆**介護保険第2号被保険者**は、40歳から64歳までの間で、健康保険料率(9.63%)と子ども・子育て支援金率(0.23%)が加わります。
 ◆**毎歳額()**内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等です。
 4(1)等級の報酬月額欄は、厚生年金保険の場合1,935,000円未満と読み替えてください。
 35(32)等級の報酬月額欄は、厚生年金保険の場合1,635,000円以上と読み替えてください。
 ◆**令和8年度の全国健康保険協会の任意継続被保険者における標準報酬月額の上限は、320,000円です。**
 ○**被保険者負担分(後の折半額欄)に円未満の端数がある場合**
 ①標準負担分が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分が50銭以下の場合(円以下)円となり、円未満の端数は、被保険者負担分を標準主へ現金で支払う場合、被保険者負担分が50銭未満の場合(円未満)は、50銭以上の場合は切り上げて円となります。
 (注)①、②にかかわらず、標準主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。
 ○**納入告知書の保険料額欄**
 納入告知書の保険料額欄は、被保険者各々の保険料額を合算した金額となります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。
 ○**賞与に係る保険料額**
 賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。
 また、標準賞与額の上限は、健康保険・介護保険及び子ども・子育て支援金は年間67,900円(毎年4月1日から毎年3月31日までの累計額)となり、厚生年金保険は賞与額が150万円以下となります。
 ○**子ども・子育て支援金**
 標準主の支給を受ける費用等の一部として、子ども・子育て資金(出生金負担)に充当されます。(被保険者の負担はありません)
 この子ども・子育て資金(出生金)の額は、被保険者各々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.39%)を乗じて得た額の総額となります。

加入者・事業主の皆さまへ
 事業所内で回覧をお願いいたします。
 けんぽともしっかり健康をもっと!

令和8年3月分(4月納付分)からの保険料率のお知らせです

健康保険料率

令和8年3月分～
9.69% ▶ **9.63%**
 令和8年4月分～
9.63%

(全国平均保険料率の0.1%引下げ効果を含む)

介護保険料率

令和8年3月分～
1.59% ▶ **1.62%**
 令和8年4月分より新たにスタート
0.23%

子ども・子育て支援金率

令和8年4月分より新たにスタート



保険料率についての特設サイトはこちら

健康保険料率9.63%のうち、6.39%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.24%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。
 ★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いいたします。★健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。
 ★ご加入の支部は算定情報のお知らせ等の「保険者各名」をご確認ください。(居住する都道府県とは異なる場合があります。)

皆さまの健康を 未来につなぐために。

いきいきと働き続けるためには、日々の健康が大切。
また、健康を保つことは、医療費や保険料率を抑えることにもつながります。
あなたの健康を未来につなぐため、日々の健康づくりに取り組ましましょう。

「保険料率」の仕組みってどんなもの？



実は！保険料率は都道府県支部ごとに決まっています、毎年改定されます！

保険料率は都道府県支部ごとの**医療費水準等**に基づいて決定しています。
つまり医療費を抑えることなどで、**保険料率を引き下げることが**できます。

都道府県単位保険料率は、都道府県支部ごとの年齢構成や所得水準の差等を調整した上で、当該都道府県支部の加入者1人当たりの医療費に基づいて毎年算出され、改定されています。

※現役世代の負担軽減、中小企業を取り巻く厳しい状況などの現在の社会経済情勢などを踏まえ、令和8年度の全国平均の保険料率を0.1%引き下げました。

事業主・ご担当者の皆さまへお願い

けんぽともっと！ 健康をもっと！



1分でかんたん！ あなたの保険料 をチェック！

加入支部と標準報酬月額を選んだだけ！
あなたの保険料額がわかります。



こちらの保険料率
サイトでチェック！

Check!

インセンティブ制度をご存じですか？

皆さまの健康への取組が、**保険料率の引下げ**につながります！

協会けんぽでは、加入者・事業主の皆さまの取組が保険料率の引下げにつながる「インセンティブ制度」を取り入れています。
5つの指標について、各支部の取組のランクのランク付けが行われ、上位15支部に入ると保険料率が引き下げられます。

インセンティブ制度 5つの指標

皆さまにご協力いただきたい！

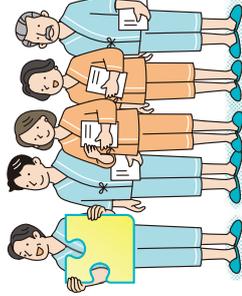
- | | |
|--------------------|--|
| 1
指標
 | 特定健診等の実施率
健康状態を確認するために健診を毎年受けましょう。 |
| 2
指標
 | 特定保健指導の実施率
生活習慣を改善するために特定保健指導を受けましょう。 |
| 3
指標
 | 特定保健指導対象者の減少率
健康的な生活を心がけ、生活習慣を見直しましょう。 |
| 4
指標
 | 要治療者の医療機関受診率
早期受診で重症化を防止しましょう。 |
| 5
指標
 | ジェネリック医薬品の使用割合
ジェネリック医薬品を積極的に使いましょう。 |

まずは健診！

加入者・事業主の皆さまの取組で医療費の伸びを抑えることができれば、**保険料率の伸びを抑えることができます。**
保険料率の伸びを抑えるためには、皆さまに健康づくりに取り組んでいただくことが重要です。



協会けんぽの健診がさらに手厚く、新しく！詳しくはこちら▶



「子ども・子育て支援金制度」が始まります。

令和8年4月より、子育て世代を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、子ども・子育て支援金制度が始まります。詳しくは子ども家庭庁ホームページをご覧ください。



子ども家庭庁
ホームページ



従業員の皆さまに、保険料率の仕組みや健康づくりについてご理解いただけるよう、積極的なお声がけをお願いします。

「電子申請サービス」
が始まりました！

